

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人立石会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年9月13日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項については、前向きに改善に取り組んでいた。
- ・ 法改正に伴う手続きについて、一部不備が見受けられたが、概ね適正な法人運営がなされていると認められる。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>評議員、理事及び監事の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていなかった。</p> <p>については、評議員、理事及び監事の候補者本人から履歴書及び誓約書等を事前に徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>(法第40条第1項、第44条第1項により準用される第40条第1項、審査基準第3の1(5)、(6))</p>	<p>左記については、誓約書を徴しておりませんでした。9月付けで現在の評議員、理事及び監事の誓約書を徴し、欠格事由に該当しないことを確認しました。</p> <p>今後は候補者本人から履歴書及び誓約書等を事前に徴し欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行います。</p>
2	<p>役員等報酬規程について、新評議員による(定時)評議員会で決議されていなかった。</p> <p>については、評議員会の決議の日以降の適用とするよう評議員会の承認を得ること。</p> <p>なお、評議員会の承認後は速やかに貴法人のホームページ等により公表すること。</p> <p>(法第45条の35第2項、第59条の2、規則第2条の42、第10条、定款第8条、第21条)</p>	<p>役員等報酬規程については、評議員会の決議の日以降の適用とするよう次期評議員会で承認を得ます。また、評議員会の承認後は速やかに当法人のホームページにより公表します。</p>